

入札説明書

この入札説明書は、令和元年12月20日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

札幌市第二かしわ学園 学園長 日野 睦美

2 入札に付する事項

- (1) 契約業務名 令和2年度札幌市第二かしわ学園給食調理業務
- (2) 契約内容 契約書による
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (4) 履行場所 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-37

3 入札に参加する資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 道税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (3) 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けいること。
- (4) 公益社団法人日本メディカル給食協会に加入していること。
- (5) 札幌市内で履行保証が可能な業者と提携していること。
- (6) 資格審査の申請をする直前における2営業年度（平成30、令和元年度）において、社会福祉施設との契約が複数あり、かつ誠実に契約を履行していること。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。

4 契約条項を示す場所

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-37
札幌市第二かしわ学園

5 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア 調理業務事業概要書 (別記第1号様式)
- イ 事業実績書 (別記第2号様式)
- ウ 業務委託入札参加資格要件確認書 (別記第3号様式)
- エ その他契約担当者が必要と認めた書類

(2) 申請書の交付

ア 札幌市第二かしわ学園において直接交付

イ 北海道社会福祉事業団ホームページよりダウンロード

(3) 提出の時期

令和元年12月20日(金)から令和2年1月14日(火)までの期間で、土・日・祝日・年末年始(令和元年12月28日～令和2年1月5日)を除く。午前9時から午後5時まで。

(4) 提出の場所

札幌市豊平区平岸4条18目1-37

札幌市第二かしわ学園

(5) 提出方法

持参または郵送

6 参加資格者の審査

入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの書類審査を行い、その結果を令和2年1月16日(木)までに書面により通知する。

7 入札執行日時及び場所

(1) 日時

令和2年1月23日(木) 午後2時00分

(2) 場所

札幌市第二かしわ学園食堂

(3) 開札日時

(1)に同じ

(4) 開札場所

(2)に同じ

8 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付させる。なお、3の参加に係る資格要件を満たしているときは、入札保証金を免除する。

10 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上の額とし納付させる。なお、入札保証金が免除されている場合は、契約保証金も免除する。

11 落札者の決定方法

札幌市第二かしわ学園契約担当者が定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札）した者を落札者とする。

12 郵便又は電報による入札の可否

認めない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 その他

(1) 3に規程する資格を有しない者の入札、無効入札に該当する入札及び入札の告示の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税の取り扱い

ア 入札に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 落札者には、決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌市第二かしわ学園

イ 所在地 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-37

(4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札は、公開とする。

(6) この入札及び契約は、札幌市第二かしわ学園の都合により、調達手続きの停止等がありうる。

(7) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

(8) 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがあること。

(9) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

(10) 入札に参加する者は、別紙の競争入札心得を承知すること。